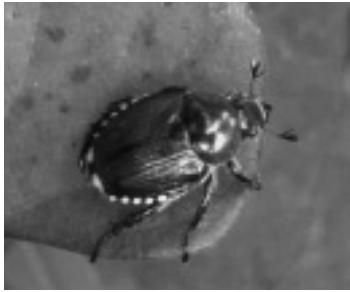


お老~い、したくはできたかい？

みんなで考える「老いじたく」(4)



※四〇〜六四歳の人で、末期がんや関節リウマチといった特定の病気で要支援・要介護状態になった方も利用できます。

利用を考えるもう一つ
のめやすは、加齢とともに

■助けが必要になる前に、その1■
介護保険の話。利用方法はご存じ
ですか？

内閣府が六〇歳以上に五年ごとにおこなっている調査が発表されました（「高齢者の日常生活に関する意識調査2009年」）。将来の生活に不安を訴えた人は七割を超え、九四年の調査開始以来最多に。不安の一位「自分や配偶者の健康や病気」（七七・八％）に続く二位が「自分や配偶者が介護が必要な状態になること」（五二・八％）でした。では、いざという時にあわてないですむ介護保険の話。全日本民医連介護福祉部の山平久雄さんに聞きました。

■介護保険サービスの利用を始めるタイミングや、めやすはありますか？

六五歳以上で「要支援・要介護」状態にあれば、介護保険サービスは誰でも受けられます※。病気で入院し、退院する時に申請するパターンが多いです。腰痛で動けなくなって回復するまでの期間や、病気で医師から行動制限をされている時なども利用できます。

全国の高齢者の約六人に一人が要介護認定を受けています。

※四〇〜六四歳の人で、末期がんや関節リウマチといった特定の病気で要支援・要介護状態になった方も利用できます。

に病気や障害、認知症などで、日常生活に危険が生じた時です。

■「要支援・要介護状態」とは、どんな状態をさしますか？

「朝起きてから寝るまで、衣食住に関わる身のまわりのことが、ひとりできなくなった時」という方がわかりやすいでしょうか。ただ「体は動かし認知症もないけれど、料理や洗濯などがからつきしダメだから、ひとりでは生活できない」という男性などにありがちな場合は、現行制度では対象になりません。

■サービスを受ける手続きは？

まず市町村の窓口で「要介護認定」を受ける申請を。介護保険のサービスを受けるにはこれが欠かせません。

申請すれば、認定調査員がやってきて、「腕は上がるか」「動作はどうか」など、決められた項目で介護の必要度を調査します。この調査報告と主治医意見書に基づき、コンピューター判定（一次審査）と、認定審査会（二次審査）を経て介護度が決まります。

介護度は「要介護1〜5」、「要支援1〜2」、「非該当」のどれか。結果は申請後一カ月ほどで出ます。

■申請先の「市町村の窓口」とは、役に聞けばいいということですか？

そうですね。でも、申請の窓口はも

ほっと介護

94

っと身近にあります。その一つが「地域包括支援センター」。同施設は人口二〜三万人あたりに一カ所のめやすで設置しよう（中学校区ごとに相当）と、厚生労働省も呼びかけているので、日本中にあります。ただ自治体によっても違います。役所に問い合わせる最寄りの地域包括支援センターを聞いて、そこに相談する方がいいでしょう。

通院中の人なら、医療機関に相談するという手もあります。

■要介護認定に一カ月もかかるなら、早めに申請した方が安心ですか？

いいえ！「元気なうちに認定を受ける必要はありません。介護認定を申請したその日から、介護保険サービスは受けられます。担当のケアマネジャーが決まれば「要介護度が決まるまでの間、助けが来ない」なんてことはありません。いざという時の申請先はどこかを知っておくだけで十分です。

■なお、介護保険やそれ以外の高齢者福祉サービスに関する小冊子は、どこ自治体でも発行しています。手元に一冊置いて、時間のあるときに目を通しておくとういと思っています。